

高等教育の修学支援制度の分岐点周辺 における所得の逆転

河野 惟隆

The Income Reversal around the Break-even Point Periphery
under the Supporting Study System

KOHNO, Koretaka

キーワード：所得の逆転、修学支援制度、配偶者控除、公営住宅家賃、単純累進税率制

(本稿の作図については、鹿児島国際大学の重富 共代氏に全面的に御世話になった。記して謝意を表したい)。

1 はじめに

本稿では、ただただ所得の逆転のみの明確化に焦点を当てることにし、様々な条件については言及せず、一つの条件が一致するグループのみについて、論ずることとする。その際、細かな数値計算についての説明も省略することとする。作図上の困難さから、作図は分岐点周辺のみを明確にし、他の点の謂わば不整合性は無視する。

敢えて言えば、国公立の学生のうち自宅生について論じていることになる。

2 年収帯別の支援額

年収帯別の支援額は、以下の様に制度化されている。

年収 270 万円以下の非課税世帯

支援額 = 給付型奨学金 35 万円

+

授業料等減免 (入学金 28 万円 + 授業料 54 万円)

= (36 万円 - 1 万円) + (27 万円 + 1 万円 + 54 万円)

= 117 万円

年収 270 万円超 300 万円以下の課税世帯

$$\begin{aligned} \text{支援額} &= \text{非課税世帯の支援額の } 3 \text{ 分の } 2 \\ &= 117 \text{ 万円} \times (2/3) \\ &= 78 \text{ 万円} \end{aligned}$$

年収 300 万円超 380 万円以下の課税世帯

$$\begin{aligned} \text{支援額} &= \text{非課税世帯の支援額の } 3 \text{ 分の } 1 \\ &= 117 \text{ 万円} \times (1/3) \\ &= 39 \text{ 万円} \end{aligned}$$

3 支援加算所得と図表との対応

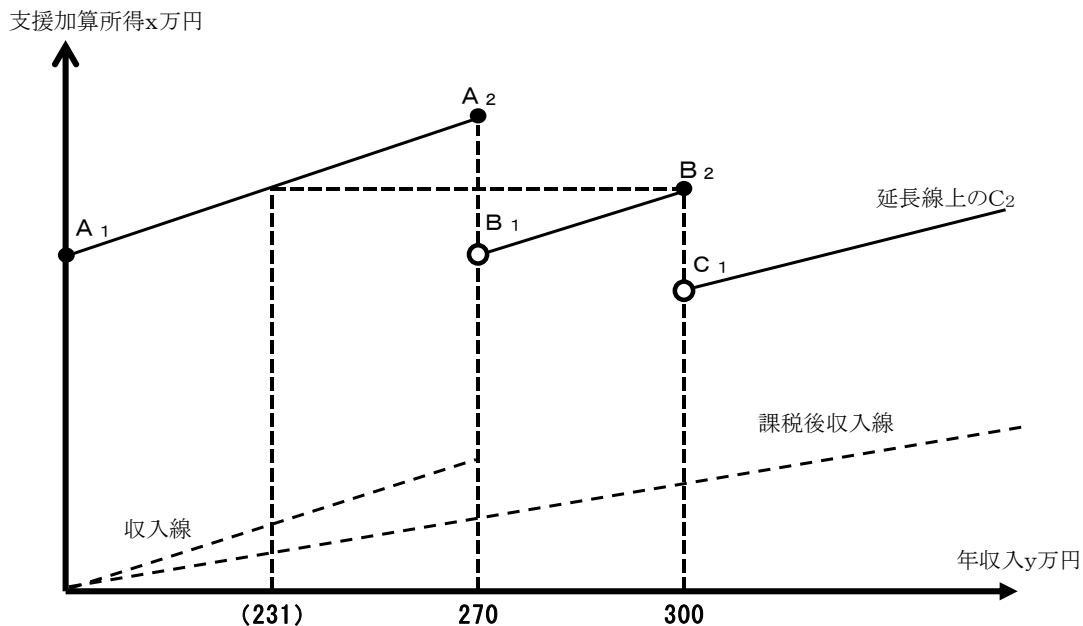
住民税の税率は 10%つまり 0.10 であるので、年収を y 万円とし、所得控除はないものとする、課税世帯の課税後収入は、 y 万円 $- 0.10y$ 万円 $= 0.90y$ 万円である。この課税後収入に支援額を加えた金額を、 x 万円で表すことにすると、 x 万円はそれぞれ次のようになる。

$$y \in [0, 270]$$

$$x \text{ 万円} = y \text{ 万円} + 117 \text{ 万円}$$

これは、図表 1 においては、 A_1A_2 の直線で表される。

図表 1



$$y \in (270, 300]$$

$$x \text{ 万円} = 0.90y \text{ 万円} + 78 \text{ 万円}$$

これは、図表 1 においては、 B_1B_2 の直線で表される。なお、 $270 \text{ 万円} \times 0.10 = 27 \text{ 万円} < 78 \text{ 万円}$ なので、この直線の端点 B_1 の縦座標は、収入の 270 万円の縦座標の 270 万円よりは上にある。

見られるように、270 万円の収入の前後で、所得の逆転が生じている（詳細は、河野惟隆 [2019]、河野惟隆 [2020] を参照されたい）。ここでの所得の逆転は、支援額の格差によるものだけでなく、非課税と課税の格差によるものもある。さらに、この場合は、非課税世帯の年収 231 万円超 270 万円以下の、支援額+収入額が、課税世帯の年収 270 万円超 300 万円以下のそれを、コンスタントに上回ることにもなっている。

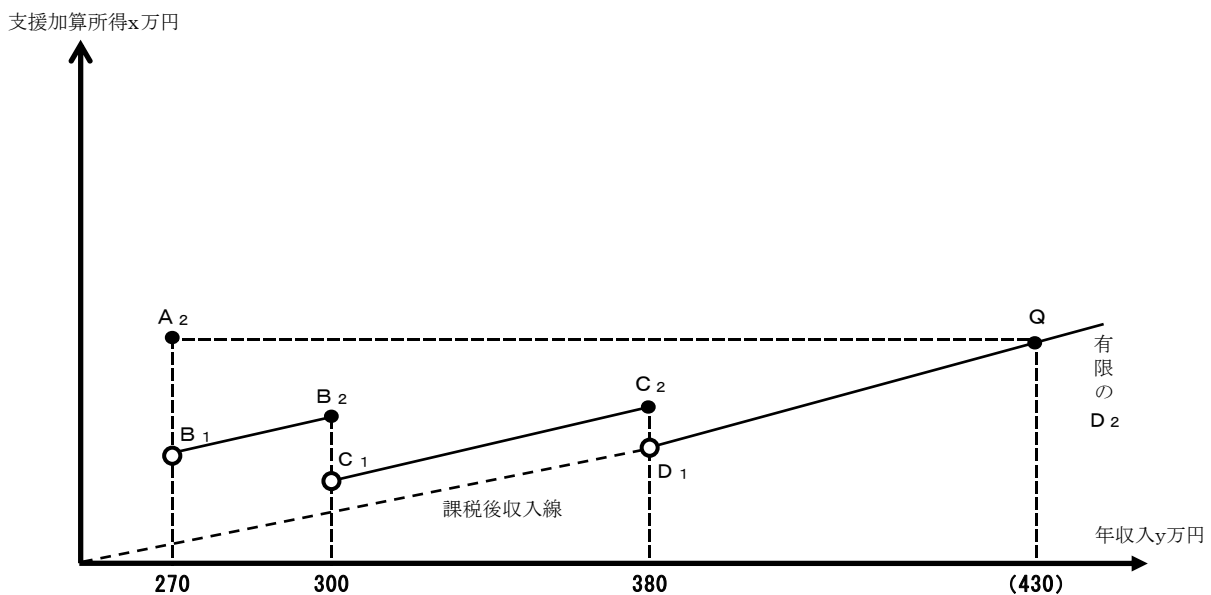
$$y \in (300, 380]$$

$$x \text{ 万円} = 0.90y \text{ 万円} + 39 \text{ 万円}$$

これは、図表 1 では C_1 延長線上の C_2 で表され、図表 2 では C_1C_2 で表される。なお、図表 2 では曖昧だが、図表 1 で明白なように、 C_1 の縦座標は $270 + 39 = 309$ であり、 B_1 の縦座標は $243 + 78 = 321$ なので、前者が後者より低い。

見られるように、分岐点 300 万円収入前後で所得の逆転が生じている。この場合は、年収 270 万円超 300 万円以下の支援加算所得の方が、年収 300 万円超 313 万円未満のそれよりも、コンスタントに多くなっている。この 313 万円は、 B_1 の縦座標 321 万円と同じ縦座標の C_1C_2 上の点の横座標である。

図表 2



$$y \in (380, \infty)$$

$$x \text{ 万円} = 0.90y \text{ 万円}$$

これは、図表 2 では D_1 有限の D_2 の直線で表される。なお、図表 2 では曖昧だが、 B_2 の縦座標は $270 \text{ 万円} + 78 \text{ 万円} = 348 \text{ 万円}$ であり、 D_1 の縦座標は 342 万円 であり、前者の方が後者よりも高くなっている。

見られるように、年収 380 万円前後で所得が逆転している。これは次のようにすれば分かる。直線 C_2D_1 上の任意の 1 点を取り、その縦座標と同じ C_1C_2 上の点と D_1D_2 上の点を取り、前者の点の横座

標と横軸上の 380 万円の間にある年収と、後者の点の横座標と横軸上の 380 万円の間にある年収と、とを比較すれば、前者の支援加算所得の方が、後者のそれよりも大きく、所得の逆転が生じている。

4 所得逆転の回避策の一例

以下、一例を示す。図表 2 において、点 A_2 から横軸に平行に右側に直線を引き、それと課税後収入線との交点を Q とすると、 Q の横座標は、 $0.9y=387$ 万円から $y=430$ 万円となる。そこで、270 万円超 430 万円以下の各年収について、直線 A_2Q のそれぞれの縦座標、これは 387 万円の定数であるが、この A_2Q の直線と、横座標上の年収 270 万円からの垂直線と課税後収入線との交点（横座標 270 万円、縦座標 243 万円）と、点 Q との直線、要するに課税後収入線との差額が、各年収に対する支援額となる。ここでは部分的に、納税額が免税額となっている。この支援額は、年収が 270 万円から 430 万円に大きくなるにつれて、117 万円からゼロ万円に小さくなっていくのである。ここでは部分的に、納税額が免税額となっている。尚、年収 430 万円超については、支援額はないので、支援加算年収は、課税後年所得となる。

一般に、負担を滑らかにすると言って、刻みを多くすることが行われているが、それでも逆転は解消されない。上記のような方法なら、逆転が解消されるのは確実である。

5 おわりに

本稿は、結論から先に言えば、これまでの二つの拙稿、河野 惟隆 [2019] ならびに 河野 惟隆 [2020] と、同工異曲である。なるほど、拙稿二つでは、所得なり収入が最低に向けて小さい所得帯あるいは収入帯になれば負担が軽減されるのに対し、本稿では、そういう場合に受益が増加されるので、この点での名目的な違いはある。しかし、改めて言うまでもなく、負担の軽減と受益の増加とは同じことである。従ってそこで見られる所得の逆転も同じことである。

にも拘らず、本稿をものしたのは、一向に、所得の逆転に言及した論稿が、管見の限りでは、見当たらないからである。ただ政策当局者が、差別的“料金”政策に“矛盾”を感じておられることは伺える。と言うのは、所得帯なり収入帯なりの“刻み”を多くして負担なり受益を“滑らかに”しようとする試みがあるからである。しかし、これは有限である限り、試みには限界がある。結局は、所得の逆転を明確にし、それを解消しようとするれば、何らかの連続的な方法を探らざるを得ない。

差別的“料金”政策は、無限ではないが、数多く存在する。しかし、数多くと同じだけ、同工異曲の論稿を重ねる必要はないことを期待する。何時の日か、所得の逆転が認識されると思うからである。各政策当局者がそれぞれ独自に差別的“料金”政策を金科玉条としておられる限り、その強固な岩盤を穿つために、それまでは、かような論稿を積み重ねることが大切であると思う。

結局、本稿は、現実における、一般的な政策による差別化の具体的な一例ということになる。

本稿の発想は、河野 惟隆 [1987] において論じた単純累進税率制の認識に基づいている。現行の所得税法における法定税率を、殆どの研究者が、超過累進税率制であるにも拘らず、単純累進税率制と誤解している。しかも、単純累進税率制における、所得の逆転を明確に定式化・図式化していない。この拙著においては、明確に、所得の逆転を、定式化・図式化した。この定式化・図式化に本

稿に基づいている。

【参考文献】

- 河野 惟隆 [1987] 『個人所得税の研究』 税務経理協会。
- 河野 惟隆 [2019] 「配偶者控除変更の前後における所得の逆転」 『八洲学園大学紀要』
第 15 号 八洲学園大学。
- 河野 惟隆 [2020] 「公営住宅の所得別家賃における所得の逆転」 『八洲学園大学紀要』
第 16 号 八洲学園大学。

(受理日 : 2022 年 3 月 19 日)

(この くれたか・八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 非常勤講師)

